

札幌市長 様

令和 7 年度

役務名 屯田川ポンプゲートほか点検整備業務

令和 ○ 年 □ 月分 報告書

受託者

○○・・・・・・・・株式会社

社判

様式1

# 点検・整備総括表

施設名 \_\_\_\_\_ 記録年月日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 業務責任者 \_\_\_\_\_

作業分類	点検 ( 月 )		管理運転	<input type="checkbox"/> 実施		名称 (番号)	形式	口径	設置年月日	
				<input type="checkbox"/> 未実施						
作業期間	開始	令和 年 月 日 時 分			主要機器					
	終了	令和 年 月 日 時 分								
作業内容						積算電気量 (メータ読み)	動力用 (今月) (kwh)	(前月) (kwh)		
							電灯用 (今月) (kwh)	(前月) (kwh)		
					作業責任者					
					立会者					
					作業員					
所見	【概況】				【改善された項目】 (部品等の交換を含む)					
	【新たな不具合】									

様式2

# 点検・整備詳細記録表

施設名 \_\_\_\_\_

記録年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

点検結果の評価基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは清掃にて対応できる。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある（調整、給油、塗装などが必要。）。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（取替、更新、整備）が必要である。

※不具合・故障等の復旧を確認した場合、処置結果にその旨を記載すること（評価は○とする。）。

設備区分	機器名	写真番号	評価	内容状況	処置結果

様式3

# 故障記録表

施設名 \_\_\_\_\_ 記録年月日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 記録者氏名 \_\_\_\_\_

故障発生 年月日時		故障発生まで の運転時間		修理完了 年月日	
設備・箇所 故障発生	・故障設備名		故障原因・ 対策内容	・故障原因	
	・故障状況			・対策内容	
故障状況 (写真・ 図面)			改良要望 事項等		
				施工業者名	



余 白

[写真番号] No.
[施設名称]
[撮影箇所・機器名称]
[状況説明]

余 白

[写真番号] No.
[施設名称]
[撮影箇所・機器名称]
[状況説明]

余 白

[写真番号] No.
[施設名称]
[撮影箇所・機器名称]
[状況説明]

課長	係長	係

〇〇〇〇(受託企業名)〇〇〇〇〇〇  
業務責任者 氏名

屯田ポンプゲートほか点検整備業務  
緊急対応報告書

※緊急対応状況写真を添付すること

作業日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (計 時間 分)
作業場所	
緊急対応内容	
緊急対応結果	
備考	

点検・整備チェックシート

河川ポンプ設備・ゲート設備

施設名:  屯田川ポンプゲート

点検月日:  令和 〇 年 ◇ 月 ▽ 日

点検方法:  点検



## 【概要】

- (1) 本点検・整備チェックシートは、「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(国交省)(平成28年3月)」及び「河川用ゲート設備点検・整備標準要領(案)(平成28年3月)の添付資料「点検・整備チェックシート」を基本としている。
- (2) 実際の運用(実点検)においては、本チェックシートに示す機器、点検部位(点検内容)の内、当該設備において実装されている機器、点検部位(点検内容)について実施する。致命的機器・部品については、チェックシートで網掛けの上、「致」と示されている。
- (3) 点検方法には、月点検(目視点検、管理運転点検)、年点検、運転時点検、臨時点検があり、その内容は以下のとおりである。

## 【点検方法】

- (1) 月点検は、設備の管理運転により設備全体の機能、状態の把握を行う管理運転点検を原則とする。管理運転では、操作することで正常に動作することを確認する。また、管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。
- (2) 目視点検は、管理運転が出来ない範囲において、設備等の外観の異常や前回点検時以降の変化の有無について確認する。
- (3) 年点検は、全設備について設備機能の確認、劣化、損傷の発見のため年1回実施するものである。なお、機器の運転時に実施する点検項目は( )書きで示しているが、管理運転ができない場合は月点検の目視点検項目を実施する。
- (4) 運転時点検は、実運転時の実施に際して、運転操作に支障がないか、運転時の異常はないか、運転終了後に次回の運転に支障がないか等の確認を行うものである。
- (5) 臨時点検は、地震等の発生時において異常の有無の確認を主に行うものである。

## 【記載方法】

- (1) 機器が複数ある場合は、号機毎に点検結果欄に記載すること。なお、点検結果欄が個々に無い場合は、摘要欄に点検結果を記載すること。
- (2) 点検の結果、不具合・故障が生じている場合(△、×判定)は、その内容について摘要欄に記載すること。また、別途、点検・整備詳細記録表には不具合項目一覧表、故障記録表には各不具合項目の状況等報告書を各々指定された様式に作成すること。



ポンプゲート(2)  
(機側操作盤)

機器名： \_\_\_\_\_

機種形式： \_\_\_\_\_

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)  
※2 点検方法 (( )書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。  
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果		※4 傾向管理	摘要	
				月点検 目視	年 管理 運転	運 転 時 点 検	臨 時 点 検		1 号 樋 門	2 号 樋 門			
機側操作盤	全般		動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。				
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
	盤面		発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。				
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。				
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。				
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。				
			接地抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下であること。				
			シーケンスチェック	—	E	D	—	—	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。				
	盤内器具		機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。				
			端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。				
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読取不良のないこと。				
	致	操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	H	—	動作不良、誤動作がないこと。				
			取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。				
	指示計		動作確認	—	E	E	E	—	零点及び指示計値が正常なこと。				
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。				
	表示器・表示灯		点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。				
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。				
	タイマ		動作確認	—	—	D	—	—	設定時間で正常に動作すること。				
設定値の確認			—	—	E	—	—	所定の設定値にセットされていること。					
計装機器	致	計器類(圧力、水位他)	圧力計指示	—	—	(E)	E	—	通常に比べて異常な動作がないこと。				
			圧力計の零指針	E	E	E	—	—	指針は零を指していること。				
			水位計指示	E	E	E	E	—	指示が正常であること。周辺に土砂が堆積していないこと。				
送電部	中継部		中継柱の損傷	—	—	E	—	—	汚れ、傾斜、ひび、支持の緩みがないこと。				
			電線の高さ、工作物・樹木との離隔距離	—	—	E	—	—	離隔が保たれていること。				
			標識・保護柵の状況	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
			支持グリップ等の脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。				
			露出部の亀裂、損傷	—	—	E	—	—	腐食、亀裂、損傷がないこと。				
			ハンドホール内の異常	—	—	E	—	—	腐食、亀裂、損傷がないこと。				
	致	中継ケーブル	露出部の腐食、亀裂、損傷	—	—	E	—	—	腐食、亀裂、損傷がないこと。				
		絶縁抵抗	—	—	M	—	—	規定値以上であること。				(測定結果は別紙)	
特記事項													

ポンプゲート(3)  
(扉体・開閉装置・スクリーンほか)

機器名： \_\_\_\_\_

機種形式： ラック式スライドゲート

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)  
 ※2 点検方法 (( )書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	—	—	点検対象外

※3 点検結果の判定基準

○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。

△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。

× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。  
 注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果		※4 傾向管理	摘要	
				月点検	年点検	運転時点検	臨時点検	目視		管理	1号			2号
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	E	—	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。					
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。					
		外観	損傷、変形	E	E	E	E	E	損傷、変形がないこと。					
扉体		塗装	損傷、劣化	E	E	E	—	—	損傷、発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。					
			構造全体	振動	—	H	H	H	—	異常振動がないこと。				
				異常音	—	S	S	S	—	異常音がないこと。				
	片吊り	—		—	M	—	—	異常な傾き(片吊り)がないこと。						
	・スキムプレート ・主桁 ・補助桁	変形	—	—	E	—	E	変形がないこと。						
		損傷	E	E	E	E	E	損傷がないこと。						
		板厚の減少	—	—	—	—	—	測定結果により判定のこと。						
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。						
	クサビ	溶接部の割れ	—	—	—	E	—	割れがないこと。						
		損傷	E	E	E	—	E	損傷がないこと。						
	ボルト、ナット、リベット	扉体圧着状態	—	—	E	—	—	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。						
		ゆるみ、脱落	—	—	E,H	—	E	ゆるみ、脱落がないこと。				(Hの方法は打診)		
		損傷	E	E	E	—	E	損傷がないこと。						
	支承部	摺動板	腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。					
			摺動状態	—	D	D	—	—	運転時に異常なく開閉すること。					
摩耗			—	—	E	—	—	摩耗がないこと。						
サイドシュー		損傷	E	E	E	—	E	損傷がないこと。						
吊金物	・吊り金物 ・吊りピン	損傷	E	E	E	—	E	損傷がないこと。						
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。						
	水密部	水密ゴム	変形	E	E	E	—	—	変形がないこと。					
			損傷	E	E	E	—	—	損傷がないこと。					
取外し戸当り	ゴム押え板	劣化	—	—	E	—	—	劣化がないこと。						
		漏水	E	E	E	—	—	機能に支障がないこと。						
	・主レール ・補助レール	変形	E	E	E	—	E	変形がないこと。						
		損傷	E	E	E	—	E	損傷がないこと。						
埋設部	戸当り(底部、側部、上部)	腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。						
		溶接部の割れ	—	—	—	—	E	割れがないこと。						
	コンクリート部	変形	—	—	E	—	—	変形がないこと。						
コンクリート部	損傷、腐食(孔食)	E	E	E	—	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。							
	溶接部の割れ	—	—	—	—	—	割れがないこと。							
コンクリート部	コンクリートの損傷	E	E	E	—	E	損傷がないこと。							
	コンクリートの漏水	—	—	E	—	—	機能に支障がないこと。							

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要
				月 目視	年 管理 運 転	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検		1 号 樋 門	2 号 樋 門			
開閉装置動力部	主電動機	振動	-	H	H	H	-	異常振動がないこと。						
		異常音	-	S	S	S	-	異常音がないこと。						
		温度上昇	-	H	M	H	-	異常な温度上昇がないこと。						
		電流値	-	E	M	-	-	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。					(測定結果は別紙)	
		電圧値	-	E	M	-	E	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。					(測定結果は別紙)	
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。					(測定結果は別紙)	
		内部状態	-	-	-	-	-	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。						
		開閉速度	-	-	M	-	-	開閉速度が規定値内であること。					○ (測定結果は別紙)	
		電磁制動機のすきま	-	-	E	-	-	ディスクのすき間値が規定範囲にあること。						
	手動装置	作動状態	-	D	D	D	-	円滑に開閉操作ができること。						
操作力		-	-	D	-	-	円滑に回転すること。 操作力が100N以下であること。							
制動部	制動機構 (セルフロック)	作動状態	-	-	-	-	-	扉体が降下しないこと。						
	遠心ブレーキ	外観	-	-	E	-	-	発錆がないこと。						
		ライニングの厚さ	-	-	M	-	-	ライニング厚規定以上のこと。					○	
		作動状態	-	-	D	-	-	自重降下すること。						
	自重降下速度の測定	-	-	M	-	-	6m/min以下または開閉装置の仕様とおり のこと。					(測定結果は別紙)		
減速部	減速機	振動	-	H	H	H	-	異常振動がないこと。						
		異常音	-	S	S	S	-	異常音がないこと。						
		温度上昇	-	H	H	-	-	異常な温度上昇がないこと。						
		漏油	E	E	E	E	E	漏油がないこと。						
		潤滑油量	-	-	E	-	-	油面計の規定内であること。						
		潤滑油劣化	-	-	E	-	-	ひどい濁りがなく、乳白色化してないこと。						
		内部状態	-	-	-	-	-	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。						
扉体駆動部	ラックピン	摩耗	E	E	E	E	-	開閉装置メーカーの許容値以内であること。						
		給油状態	-	-	E	-	-	ラックピンにグリースが付着していること。						
	ラック棒	変形、損傷	E	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。						
		異常音	-	-	S	-	-	異常音がないこと。						
保護装置	過負荷防止機構	作動状態	-	-	D	-	-	正常に作動すること。						
	制限開閉器	作動状態	-	E	D	E	-	設定値にて正常に作動すること。						
		変形、損傷	E	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。						
	リミットスイッチ	作動状態	-	E	D	E	-	設定値で正常に作動すること。						
開度計	機械式	作動状態	-	E	D	-	-	実揚程と指針表示が合致していること。						
		盤面の曇り	-	-	E	-	-	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。						
スクリーン 致	スクリーン	塗装	E	E	E	-	-	はがれ、割れ、ふくれがないこと。						
		腐食	E	E	E	-	-	支障となる腐食がないこと。						
		変形、損傷	E	E	E	E	E	支障となる変形、損傷がないこと。						
施設全般	建築構造物	外観	E	-	E	-	E	外壁、内壁、床、天井及び敷地内施設の異常						
		階段、タラップ等	-	-	E	-	-	損傷、異常						
		外構(敷地内)	-	-	E	-	-	門、フェンス、外壁、侵入路などの損傷、異常						
		水路、吐水槽	-	-	E	-	-	汚れ、土砂・ゴミの発生状況						
		樋門ゲート室、管理橋	-	-	E	-	-	損傷、異常						
特記事項														

電気設備  
(低圧受電設備)

機器名： \_\_\_\_\_

機種形式： \_\_\_\_\_

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 ( ) 書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	—	—	点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				月点検	年点検	運転時点検	臨時点検	目視					
全般		受電設備全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。				
			異常、損傷、塗装の劣化	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。塗膜の剥離や劣化がないこと。				
			ハブホール内の異常	—	—	E	—	—	腐食、亀裂、損傷がないこと。				
受電部		引込柱	汚れ、損傷、傾斜	—	—	E	—	—	汚れ、損傷、傾斜がないこと。				
			腕金の異常	—	—	E	—	—	発錆、変形、腐食がないこと。				
			碍子の汚れ、割れ	—	—	E	—	—	汚れ、ひび割れがないこと。				
			玉碍子の破損	—	—	E	—	—	破損がないこと。				
			支持クリップの脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。				
			支持の緩み	—	—	H	—	—	緩みがないこと。				
		電線・支持物	電線の高さ、工作物・樹木との離隔距離	—	—	E	—	—	離隔が保たれていること。				
			標識・保護柵の状況	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
			支線グリップの脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。				
			電柱・腕木・碍子・支線等の損傷、腐食	—	—	E	—	—	損傷、腐食がないこと。				
致		ケーブル	露出部の損傷	—	—	E	—	—	腐食、亀裂、損傷がないこと。				
配電設備		取引用計器 計器収納箱	盤面の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
			扉の開閉施錠	—	—	H	—	H	異常がないこと。				
			メータの零点	—	—	E	E	—	零点にズレがないこと。				
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	E	E	異常がないこと。				
			計器・切換開閉器	E	E	E	—	—	異常がないこと。				
			操作機構	—	D	D	—	—	異常がないこと。				
			機器取付、配線状態	—	—	E	E	—	異常がないこと。				
			主回路導体の状態	E	E	E	—	—	異常がないこと。				
			配線端子符号	—	—	E	—	—	脱落がないこと。				
			ケーブル端子の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
			警報装置の異常	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
			接続部	—	—	H	—	—	緩みがないこと。				
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	規定値以上であること。			(測定結果は別紙)	
		致	低圧分電盤	盤面の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
				扉の開閉施錠	—	—	H	—	H	異常がないこと。			
				メータの零点	—	—	E	E	—	零点にズレがないこと。			
				表示灯点灯状態	E	E	(E)	E	E	異常がないこと。			
				計器・切換開閉器	E	E	E	—	—	異常がないこと。			
				操作機構	—	D	D	—	—	異常がないこと。			
				機器取付、配線状態	—	—	E	E	—	異常がないこと。			
主回路導体の状態	E	E	E	—	—	異常がないこと。							
			配線端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。				
			ケーブル端子の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
			警報装置の異常	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
			接続部	—	—	H	—	—	緩みがないこと。				
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	規定値以上であること。			(測定結果は別紙)	
特記事項													

川表ゲート  
(扉体・開閉装置)

機器名： \_\_\_\_\_

機種形式： ラック式スライドゲート

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 ( ( ) 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。  
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要	
				月点検 目視	年 管理 運転	運 時 点 検	臨 時 点 検	1 号 樋 門		2 号 樋 門	傾 向 管 理				
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	E	—	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。						
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。						
		外観	損傷、変形	E	E	E	E	E	損傷、変形がないこと。						
扉体		塗装	損傷、劣化	E	E	E	—	—	損傷、発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。がないこと。						
			構造全体	振動	—	H	H	H	—	異常振動がないこと。					
				異常音	—	S	S	S	—	異常音がないこと。					
		片吊り		—	—	M	—	—	異常な傾き(片吊り)がないこと。						
		・スキムプレート ・主桁 ・補助桁	変形	—	—	E	—	E	変形がないこと。						
			損傷	E	E	E	E	E	損傷がないこと。						
			板厚の減少	—	—	—	—	—	測定結果により判定のこと。						
			腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。						
		クサビ	溶接部の割れ	—	—	—	E	—	割れがないこと。						
			損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。						
		クサビ	扉体圧着状態	—	—	E	—	—	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。						
			ボルト、ナット、リベット	ゆるみ、脱落	—	—	E,H	—	E	ゆるみ、脱落がないこと。					(Hの方法は打診)
損傷	—			E	E	—	E	損傷がないこと。							
腐食(孔食)	—	—		E	—	—	腐食(孔食)がないこと。								
支承部		摺動板	摩耗	—	—	E	—	—	摩耗がないこと。						
			損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。						
			腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。						
		摺動状態	—	D	D	—	—	運転時に異常なく開閉すること。							
サイドシュー	摩耗	—	—	E	—	—	摩耗がないこと。								
	損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。								
水密部		水密ゴム	変形	—	E	E	—	—	変形がないこと。						
			損傷	—	E	E	—	—	損傷がないこと。						
			劣化	—	—	E	—	—	劣化がないこと。						
		漏水	—	E	E	—	—	機能に支障がないこと。							
ゴム押え板	変形	—	E	E	—	—	変形がないこと。								
	損傷	—	E	E	—	—	損傷がないこと。								
取外し戸当り	・主レール ・補助レール	変形	E	E	E	—	E	変形がないこと。							
		損傷	E	E	E	—	E	損傷がないこと。							
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。							
		溶接部の割れ	—	—	—	—	E	割れがないこと。							
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E	—	E	ゆるみ、脱落がないこと。							
		損傷	—	—	E	—	E	損傷がないこと。							
埋設部	戸当り (底部、側部、上部)	腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。							
		変形	—	—	E	—	—	変形がないこと。							
		損傷、腐食(孔食)	E	E	E	—	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。							
	溶接部の割れ	—	—	—	—	—	—	割れがないこと。							
コンクリート部		コンクリートの損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。							
	コンクリートの漏水	—	—	E	—	—	機能に支障がないこと。								

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要
				月 目視	点 管理 運 転	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検		1 号 樋 門	2 号 樋 門			
開閉装置	手動装置	作動状態	-	D	D	D	-	円滑に開閉操作ができること。						
		操作力	-	-	D	-	-	円滑に回転すること。 操作力が100N以下であること。						
扉体駆動部	ラックピン	摩耗	-	E	E	E	-	開閉装置メーカーの許容値以内であること。						
		給油状態	-	-	E	-	-	ラックピンにグリースが付着していること。						
	ラック棒	変形、損傷	-	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。						
		異常音	-	-	S	-	-	異常音がないこと。						
保護装置	制限開閉器	作動状態	-	E	D	E	-	設定値にて正常に作動すること。						
		変形、損傷	-	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。						
	リミットスイッチ	作動状態	-	E	D	E	-	設定値で正常に作動すること。						
開度計	機械式	作動状態	-	E	D	-	-	実揚程と指針表示が合致していること。						
		盤面の曇り	-	-	E	-	-	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。						
特記事項	注1) 管理運転点検は、管理上可能な範囲において開閉動作を確認し、各部位を点検する。 注2) 年点検は、開閉動作を確認するとともに、全ての設備構成部位を点検し、異常の有無、劣化状況の判定、計測などを行う。													



年点検(測定記録表)

施設名: 屯田川ポンプゲート

点検実施日: 令和 年 月 日

点検者

立会人

名称	装置区分	点検項目	点検内容		測定結果		基準値		単位	備考
					No.1	No.2	No.1	No.2		
ポンプ ゲート	流入水路	流入水路	土砂の堆積						cm	
			水位				CONまで 1930H	CONまで 2430H	cm	
	水力部 (ポンプ)	電動機	絶縁抵抗	U相			0.2以上	0.2以上	MΩ	
				V相			0.2以上	0.2以上	MΩ	
				W相			0.2以上	0.2以上	MΩ	
		電流			41以下	58以下	A			
		電圧			210	210	V			
		サーマルプロテクター	導通			-	-	Ω	3E1.3E3	
	ゲート設備	扉体	板厚の測定	主桁W 10			-	-	mm	
				主桁F 16			-	-	mm	
				中間縦桁W 9			-	-	mm	
				中間縦桁F14			-	-	mm	
			板厚測定	スキンプレート 16			-	-	mm	
	開閉装置 (ラック式)	開閉装置	電流			1.77以下	2.2以下	A		
			電圧			210	210	V		
			電動機の絶縁抵抗			0.2以上	0.2以上	Ω		
			開閉速度			0.3		m/min		
			電動機の接地抵抗			100以下	100以下	Ω	ポンプにて	
		遠心ブレーキ	ライニングの厚さ				-	-	mm	
			自重落下速度				6程度	6程度	m/min	

名称	装置区分	点検項目	点検内容	項目	測定結果	基準値	単位	備考
電気 設備	受電設備	ケーブル	絶縁抵抗	R相		0.2以上	MΩ	
				S相		0.2以上	MΩ	
				T相		0.2以上	MΩ	
		計器収納箱	絶縁抵抗	R相		0.2以上	MΩ	取引用 計器収納
				S相		0.2以上	MΩ	200V電源
				T相		0.2以上	MΩ	
	接地抵抗			100以下	Ω			

## 点検・整備チェックシート

### 河川ポンプ設備

施設名： 伏籠川ポンプ施設

点検月日： 令和 ○ 年 ◇ 月 ▽ 日

点検方法： 点検

## 【概要】

- (1) 本点検・整備チェックシートは、「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(国交省)(平成28年3月)」の添付資料「点検・整備チェックシート」を基本としている。
- (2) 実際の運用(実点検)においては、本チェックシートに示す機器、点検部位(点検内容)の内、当該設備において実装されている機器、点検部位(点検内容)について実施する。致命的機器・部品については、チェックシートで網掛けの上、「致」と示されている。
- (3) 点検方法には、月点検(目視点検、管理運転点検)、年点検、運転時点検、臨時点検があり、その内容は以下のとおりである。

## 【点検方法】

- (1) 月点検は管理運転による管理運転点検を原則とする。なお、導水開始前及び終了後の各1回の点検は、目視点検とする。
- (2) 目視点検は、管理運転が出来ない範囲において、設備等の外観の異常や前回点検時以降の変化の有無について確認する。
- (3) 年点検(導水開始点検)は、全設備について設備機能の確認、劣化、損傷の発見のため年1回実施するものである。なお、機器の運転時に実施する点検項目は( )書きで示しているが、管理運転ができない場合は月点検の目視点検項目を実施する。
- (4) 運転時点検は、実運転時の実施に際して、運転操作に支障がないか、運転時の異常はないか、運転終了後に次回の運転に支障がないか等の確認を行うものである。
- (5) 臨時点検は、地震等の発生時において異常の有無の確認を主に行うものである。

## 【記載方法】

- (1) 機器が複数ある場合は、号機毎に点検結果欄に記載すること。なお、点検結果欄が個々に無い場合は、摘要欄に点検結果を記載すること。
- (2) 点検の結果、不具合・故障が生じている場合(△、×判定)は、その内容について摘要欄に記載すること。また、別途、点検・整備詳細記録表には不具合項目一覧表、故障記録表には各不具合項目の状況等報告書を各々指定された様式に作成すること。

送水ポンプ

機器名：

機種形式： 着脱装置付水中ポンプ

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (( )書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。  
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果		※4 傾向管理	摘要	
				月点検	年点検	運転時点検	臨時点検	目視		管理	No. 1			No. 2
全般		主ポンプ全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	-	S	(S)	S	-	異常音がないこと。					
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化のないこと。					
			発錆、汚れ	-	-	E	-	-	錆・汚れがないこと。					
			振動(振幅)	-	-	-	-	-	異常な振動がないこと。					
水中ポンプ本体	致	ケーシング	腐食	-	-	E	-	-	異常な腐食がないこと。					
			摩耗	-	-	E	-	-	異常な摩耗がないこと。					
			吊り金具	-	-	E	-	-	著しい変形、摩耗、欠損がないこと。					
			ボルト・ナット	-	-	H	-	-	ボルト・ナットに緩みがないこと。					
		インペラ	腐食	-	-	E	-	-	異常な腐食がないこと。					
			摩耗	-	-	E	-	-	異常な摩耗がないこと。					
			欠損	-	-	E	-	-	異常な欠損がないこと。					
		メカニカルシール	油量、質	-	-	E	-	-	適正油量であり、劣化していないこと。					
			摩耗	-	-	-	-	-	機能を損なう摩耗がないこと。					
		電動機	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。					(測定結果は別紙)
			接地抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下であること。					(測定結果は別紙)
			腐食	-	-	E	-	-	異常な腐食がないこと。					
			入力電流	-	M	(M)	M	-	定格電流値以内であること。				○	(測定結果は別紙)
			電圧	-	M	(M)	M	-	定格電圧付近であること。				○	(測定結果は別紙)
		軸受	油量、質	-	-	-	-	-	注油を行う。					
摩耗	-		-	-	-	-	-							
軸	腐食	-	-	-	-	-	異常な腐食がないこと。							
	摩耗(スリーブ)	-	-	-	-	-	異常な磨耗がないこと。							
キャブタイヤケーブル	損傷、劣化	E	E	E	-	-	著しい損傷・劣化がないこと。							
	ケーブルホルダ	-	E	(E)	-	-	水漏れのないこと。 異常な劣化がないこと。							
致	サーマルプロテクタ	導通	-	-	D	-	-	導通チェックし動作すること。					(測定結果は別紙)	
	浸水検知器	導通	-	-	D	-	-						(測定結果は別紙)	
吐出弁	手動弁	作動	-	-	E	-	-	開閉動作すること。						
		腐食	-	-	E	-	-	異常な腐食がないこと。						
特記事項														



監視制御設備

機器名：

機種形式：

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (( )書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	—	—	点検対象外

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。  
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検	年点検	運転時点検	臨時点検	目視				
現場制御盤		全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。			
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。			(測定結果は別紙)
			接地抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下であること。			(測定結果は別紙)
			シーケンスチェック	—	E	D	—	—	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
			保護継電器の動作	—	—	D	—	—	整定値での動作が正常なこと。			(確認は2年毎)
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読取不良のないこと。			
		操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	H	—	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	—	E	E	E	—	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		配線用遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	—	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	—	—	変色がないこと。			
開閉動作			—	—	D	—	—	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。				
接続部			—	—	—	—	E	緩みがないこと。				

装置区分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月 目視	年 管理 運転	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	年 運 転 時 点 検				
現場制御盤	電磁接触器	取付状態、汚れ	E	E	E	—	E	取付部に緩みがないこと。 汚れがないこと。				
		変色	E	E	E	—	E	変色がないこと。				
		異常音	—	S	(S)	—	—	閉路中に異常音がないこと。				
		動作状態	—	D	D	—	—	動作不良、誤動作がないこと。				
		接触面の状態	—	—	E	—	—	接触面に荒れがないこと。				
		接続部	—	—	T	—	E	緩みがないこと。				
	配線用漏電遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	—	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。				
		変色	E	E	E	—	—	変色がないこと。				
		開閉動作	—	—	D	—	—	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			(テスト釦にて確認)	
		接続部	—	—	T	—	E	緩みがないこと。				
補助継電器	取付状態、汚れ、変色	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。変色がないこと。					
	動作状態	—	—	D	—	—	正常に動作すること。			(シーケンスチェック)		
データ伝送装置（非常通報装置）	盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。				
		端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。				
		端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読取不良のないこと。				
	表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。				
		取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。				
	変換器	電源電圧の確認	—	—	E	—	—	電源電圧に異常がないこと。				
		入力信号の確認	—	—	D	—	—	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。				
		出力信号の確認	—	—	D	—	—	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追従して変化すること。				
	非常通報装置	電源電圧の確認	—	—	M	—	—	電源電圧に異常がないこと。				
		接続部の確認	—	—	E	—	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。				
警報動作の確認		—	D	D	—	—	模擬的に異常状態にし、警報動作の不良、誤動作がないこと。					
特記事項												

受電設備

機器名：

機種形式：

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (( ) 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。  
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検	年点検	運転時点検	臨時点検	目視				
全般		受電設備全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化がないこと。			
受電部		引込柱	汚れ、ひび割れ	—	—	E	—	—	汚れ、ひび割れがないこと。			
			傾斜	—	—	E	—	—	傾斜がないこと。			
			腕金発錆、変形、腐食	—	—	E	—	—	発錆、変形、腐食がないこと。			
			碍子の汚れ、ひび割れ	—	—	E	—	—	汚れ、ひび割れがないこと。			
			玉碍子の破損	—	—	E	—	—	破損がないこと。			
			支持クリップの脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。			
			支持の緩み	—	—	H	—	—	緩みがないこと。			
		電線・支持物	電線の高さ、工作物・樹木との離隔距離	—	—	E	—	—	離隔が保たれていること。			
			標識・保護柵の状況	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
			支線グリップの脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。			
			電柱、腕木、碍子、支線、保護柵等の損傷、腐食	—	—	E	—	—	損傷、腐食がないこと。			
			電線の碍子捕縛状況	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	規定値以上であること。			(測定結果は別紙)
致		ケーブル	露出部の腐食、亀裂、損傷	—	—	E	—	—	腐食、亀裂、損傷がないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	規定値以上であること。			(測定結果は別紙)
受電部	致	引込開閉器盤	盤面の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
			扉の開閉施錠	—	—	H	—	H	異常がないこと。			
			メータの零点	—	—	E	E	—	零点にズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	E	E	異常がないこと。			
			計器・切換開閉器	E	E	E	—	—	異常がないこと。			
			操作機構	—	D	D	—	—	異常がないこと。			
			機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	—	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	—	—	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
			警報装置の異常	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
			接続部	—	—	H	—	—	緩みがないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	規定値以上であること。			(測定結果は別紙)
			接地抵抗	—	—	M	—	—	規定値以内であること。			(測定結果は別紙)
			保護継電器の動作	—	—	D	—	—	動作に異常がないこと。			
計器校正	—	—	E	—	—	零点、指示値が正しいこと。						
特記事項												



年点検(測定記録表)

施設名: 伏籠川ポンプ施設

点検実施日: 令和 年 月 日

点検者

立会人

名称	装置区分	点検項目	点検内容		測定結果		基準値		単位	備考
					No.1	No.2	No.1	No.2		
送水ポンプ	水力部(ポンプ)	電動機	絶縁抵抗	U相			0.2以上	0.2以上	MΩ	盤内にて
				V相			0.2以上	0.2以上	MΩ	
				W相			0.2以上	0.2以上	MΩ	
				入力電流			41以下	58以下	A	
				電圧			210	210	V	
			サーマルプロテクター	導通			-	-	Ω	
			浸水検知器	抵抗			-	-	MΩ	

名称	装置区分	点検項目	点検内容	項目	測定結果	基準値	単位	備考
弁類	電動弁	流入弁	電動機の絶縁抵抗			0.2以上	MΩ	
			電流			2	A	
			電圧			200	V	
			開閉速度			0.3	min	
		流量調節弁	電動機の絶縁抵抗			0.2以上	MΩ	
			電流			2	A	
			電圧			200	V	
			開閉速度			0.3	min	

名称	装置区分	点検項目	点検内容	項目	測定結果	基準値	単位	備考		
電気設備	計装設備	ポンプ井水位計	投込式水位計	実水位との誤差		-	cm			
			電極式水位計	動作異常の有無		(点検結果)				
		送水流量	電磁流量計	絶縁抵抗			0.2以上	MΩ		
				計測値				m3/min		
	受電設備(200V受電)	ケーブル	絶縁抵抗	R相			0.2以上	MΩ		
				S相			0.2以上	MΩ		
				T相			0.2以上	MΩ		
		計器収納箱	絶縁抵抗	接続部の増締			-			
				接地抵抗	R相			0.2以上	MΩ	
					S相			0.2以上	MΩ	
	T相				0.2以上	MΩ				

点検・整備チェックシート

河川ポンプ設備

施設名：山口運河ポンプ施設

点検月日：令和 ○ 年 ◇ 月 ▽ 日

点検方法：点検

### 【概要】

- (1) 本点検・整備チェックシートは、「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(国交省)(平成28年3月)」の添付資料「点検・整備チェックシート」を基本としている。
- (2) 実際の運用(実点検)においては、本チェックシートに示す機器、点検部位(点検内容)の内、当該設備において実装されている機器、点検部位(点検内容)について実施する。
- (3) 点検方法には、年点検、臨時点検がある。

### 【点検方法】

- (1) 年点検(供用開始前点検)は、全設備について設備機能の確認、劣化、損傷の発見のため年1回実施するものである。
- (2) 臨時点検は、地震等の発生時において異常の有無の確認を主に行うものである。

### 【記載方法】

- (1) 機器が複数ある場合において、点検結果欄が個々に無い場合は、摘要欄に点検結果を記載すること。
- (2) 点検の結果、不具合・故障が生じている場合(△、×判定)は、その内容について摘要欄に記載すること。また、別途、点検・整備詳細記録表には不具合項目一覧表、故障記録表には各不具合項目の状況等報告書を各々指定された様式に作成すること。





施設名: 山口運河ポンプ施設

点検実施日: 令和 ○ 年 ◇ 月 ▽ 日

電源設備

機器名: 受電設備

機種形式:

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (( )書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。  
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月	年	運	臨	時				
受電設備		全般	動作確認	-	D	D	D	-	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化がないこと。			
		引込柱	汚れ、ひび割れ	-	-	E	-	-	汚れ、ひび割れがないこと。			
			傾斜	-	-	E	-	-	傾斜がないこと。			
			腕金発錆、変形、腐食	-	-	E	-	-	発錆、変形、腐食がないこと。			
			碍子の汚れ、ひび割れ	-	-	E	-	-	汚れ、ひび割れがないこと。			
			玉碍子の破損	-	-	E	-	-	破損がないこと。			
			支持クリップの脱落	-	-	E	-	-	脱落がないこと。			
			支持の緩み	-	-	H	-	-	緩みがないこと。			
		電線・支持物	電線の高さ、工作物・樹木との離隔距離	-	-	E	-	-	離隔が保たれていること。			
			標識・保護柵の状況	-	-	E	-	-	異常がないこと。			
			支線グリップの脱落	-	-	E	-	-	脱落がないこと。			
			電柱・腕木・碍子・支線保護柵等の損傷、腐食	-	-	E	-	-	損傷、腐食がないこと。			
			電線の碍子捕縛状況	-	-	E	-	-	異常がないこと。			
		ケーブル	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	規定値以上であること。			(測定結果は別紙)
			露出部の腐食、亀裂、損傷	-	-	E	-	-	腐食、亀裂、損傷がないこと。			
		引込開閉器盤	盤面の状態	-	-	E	-	-	異常がないこと。			
			扉の開閉施錠	-	-	H	-	H	異常がないこと。			
			メータの零点	-	-	E	E	-	零点にズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	E	E	E	異常がないこと。			
			計器・切換開閉器	E	E	E	-	-	異常がないこと。			
			操作機構	-	D	D	-	-	異常がないこと。			
			機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	-	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	-	-	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	-	-	E	-	-	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	-	-	E	-	-	異常がないこと。			
			警報装置の異常	-	-	E	-	-	異常がないこと。			
			接続部	-	-	H	-	-	緩みがないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	規定値以上であること。			(測定結果は別紙)
接地抵抗	-		-	M	-	-	規定値以内であること。			(測定結果は別紙)		
保護継電器の動作	-		-	D	-	-	動作に異常がないこと。					
計器校正	-	-	E	-	-	零点、指示値が正しいこと。						
特記事項												

年点検(測定記録表)

施設名: 山口運河ポンプ施設

点検実施日: 令和 年 月 日

点検者 立会人

名称	装置区分	点検項目	点検内容		測定結果	基準値	単位	備考
井戸ポンプ	水力部 (ポンプ)	電動機	絶縁抵抗	U相		0.2以上	MΩ	盤内にて
				V相		0.2以上	MΩ	
				W相		0.2以上	MΩ	
			入力電流		60以下	A		
			電圧		200	V		
		サーマルプロテクター	導通			-	Ω	
		浸水検知器	抵抗			-	MΩ	
計測機器	羽根車式流量計	発信器、変換器	絶縁抵抗			0.2以上	MΩ	
			計測値			m3/min		
受電設備	引込開閉器盤	ケーブル	絶縁抵抗	R相		0.2以上	MΩ	
				S相		0.2以上	MΩ	
				T相		0.2以上	MΩ	
			接地抵抗		100以下	Ω		
監視 制御設備	設計器	設定値	水中ポンプ運転時間					
			井戸水位濁水					
			警報自動停止					
			温度設定器					
			周波数リミッタ					
建築構造物	ポンプ室	浸出水	浸水状況			—	cm	
	マンホールピット	浸出水	浸水状況			—	cm	
建築設備	電気設備	コンセント回路	絶縁抵抗			0.2以上	MΩ	

## 点検・整備チェックシート

### 河川ポンプ設備

施設名： あいの里修景水路ポンプ設備

点検月日： 令和 ○ 年 ◇ 月 ▽ 日

点検方法： 点検



### 【概要】

- (1) 本点検・整備チェックシートは、「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(国交省)(平成28年3月)」の添付資料「点検・整備チェックシート」を基本としている。
- (2) 実際の運用(実点検)においては、本チェックシートに示す機器、点検部位(点検内容)の内、当該排水機場において実装されている機器、点検部位(点検内容)について実施する。
- (3) 点検方法には、年点検、臨時点検がある。

### 【点検方法】

- (1) 年点検(供用開始前点検)は、全設備について設備機能の確認、劣化、損傷の発見のため年1回実施するものである。
- (2) 臨時点検は、地震等の発生時において異常の有無の確認を主に行うものである。

### 【記載方法】

- (1) 機器が複数ある場合において、点検結果欄が個々に無い場合は、摘要欄に点検結果を記載すること。
- (2) 点検の結果、不具合・故障が生じている場合(△、×判定)は、その内容について摘要欄に記載すること。また、別途、点検・整備詳細記録表には不具合項目一覧表、故障記録表には各不具合項目の状況等報告書を各々指定された様式に作成すること。





電源設備

機器名: 受電設備

機種形式:

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (( ) 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。  
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果		※4 傾向管理	摘要	
				月点検	年点検	目視	管理	運転時点検		臨時点検	1号			2号
受電設備	全般		動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。					
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化がないこと。					
			マンホール(ハンドホール)	—	—	E	—	—	損傷、腐食、内部浸水がないこと。パッキンの損傷がないこと。				(浸水がある場合、水汲みをする)	
	引込柱			汚れ、ひび割れ	—	—	E	—	—	汚れ、ひび割れがないこと。				
				傾斜	—	—	E	—	—	傾斜がないこと。				
				腕金発錆、変形、腐食	—	—	E	—	—	発錆、変形、腐食がないこと。				
				磚子の汚れ、ひび割れ	—	—	E	—	—	汚れ、ひび割れがないこと。				
				玉磚子の破損	—	—	E	—	—	破損がないこと。				
				支持クリップの脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。				
				支持の緩み	—	—	H	—	—	緩みがないこと。				
	電線・支持物			電線の高さ、工作物・樹木との離隔距離	—	—	E	—	—	離隔が保たれていること。				
				標識・保護柵の状況	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
				支線グリップの脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。				
				電柱・腕木・磚子・支線保護柵等の損傷、腐	—	—	E	—	—	損傷、腐食がないこと。				
				電線の磚子捕縛状況	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
				絶縁抵抗	—	—	M	—	—	規定値以上であること。				(測定結果は別紙)
				ケーブル			露出部の腐食、亀裂、損傷	—	—	E	—	—	腐食、亀裂、損傷がないこと。	
	絶縁抵抗	—	—				M	—	—	規定値以上であること。				(測定結果は別紙)
	引込開閉器盤			盤面の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
				扉の開閉施錠	—	—	H	—	H	異常がないこと。				
				メータの零点	—	—	E	E	—	零点にズレがないこと。				
				表示灯点灯状態	E	E	E	E	E	異常がないこと。				
				計器・切換開閉器	E	E	E	—	—	異常がないこと。				
				操作機構	—	D	D	—	—	異常がないこと。				
				機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	—	異常がないこと。				
				主回路導体の状態	E	E	E	—	—	異常がないこと。				
				配線端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。				
				ケーブル端子の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
				警報装置の異常	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
接続部				—	—	H	—	—	緩みがないこと。					
絶縁抵抗				—	—	M	—	—	規定値以上であること。				(測定結果は別紙)	
接地抵抗				—	—	M	—	—	規定値以内であること。				(測定結果は別紙)	
保護継電器の動作				—	—	D	—	—	動作に異常がないこと。					
計器校正	—	—	E	—	—	零点、指示値が正しいこと。								
特記事項														

年点検(測定記録表)

施設名: あいの里修景水路ポンプ設備 点検実施日: 令和 年 月 日

点検者 立会人

1. あいの里修景水路No.1ポンプ施設

名称	装置区分	点検項目	点検内容		測定結果	基準値	単位	備考
井戸ポンプ	水力部	電動機	絶縁抵抗	U相		0.2以上	MΩ	
				V相		0.2以上	MΩ	
				W相		0.2以上	MΩ	
				入力電流		60	A	
				電圧		200	V	
			サーマルプロテクター	導通		—	Ω	
			浸水検知器	抵抗		—	MΩ	
	圧力計	指針		—	Mpa			
	水位計測器類	電極式水位計	動作異常の有無			—	cm	
受電設備	引込開閉器盤	ケーブル	絶縁抵抗	R相		0.2以上	MΩ	
				S相		0.2以上	MΩ	
				T相		0.2以上	MΩ	
				接地抵抗		100以下	Ω	
監視制御盤	現場制御盤	機側操作盤	メーターの零点調整 接続部の増締			—		
	設計器	設定値	水中ポンプ運転時間 設定タイマ					
建築構造物	ポンプ室	浸出水	浸水状況			—	cm	
	マンホールピット	浸出水	浸水状況			—	cm	
建築設備	電気設備	コンセント回路	絶縁抵抗			0.2以上	MΩ	

名称	装置区分	点検項目	点検内容	測定結果		基準値	単位	備考
				水路側	放流側			
吐出弁	電動ボール弁	開閉装置	電流			2	A	
			電圧			200	V	
			電動機の絶縁抵抗			0.2以上	MΩ	
			開閉速度			0.3	min	
計測機器	羽根車式流量計	発信器・変換器	絶縁抵抗			0.2以上	MΩ	
			計測値				m3/min	

2. あいの里修景水路No.2ポンプ施設

名称	装置区分	点検項目	点検内容	項目	測定結果	基準値	単位	備考
井戸ポンプ	水力部	電動機	絶縁抵抗	U相		0.2以上	MΩ	
				V相		0.2以上	MΩ	
				W相		0.2以上	MΩ	
				入力電流		60	A	
				電圧		200	V	
			サーマルプロテクター	導通		—	Ω	
			浸水検知器	抵抗		—	MΩ	
	圧力計	指針		—	Mpa			
	水位計測器類	電極式水位計	動作異常の有無			—	cm	
計測機器	羽根車式流量計	発信器・変換器	絶縁抵抗 計測値			0.2以上	MΩ	m3/min
受電設備	引込開閉器盤	ケーブル	絶縁抵抗	R相		0.2以上	MΩ	
				S相		0.2以上	MΩ	
				T相		0.2以上	MΩ	
				接地抵抗		100以下	Ω	
監視制御盤	現場制御盤	機側操作盤	メーターの零点調整 接続部の増締			—		
	設計器	設定値	水中ポンプ運転時間					
建築構造物	ポンプ室	浸出水	浸水状況			—	cm	
	マンホールピット	浸出水	浸水状況			—	cm	
建築設備	電気設備	コンセント回路	絶縁抵抗			0.2以上	MΩ	

点検・整備チェックシート

河川ゲート設備

施設名：東屯田川遊水池樋門施設

点検月日：令和 ○ 年 ◇ 月 ▽ 日

点検方法：点検

### 【概要】

- (1) 本点検・整備チェックシートは、「河川用ゲート設備点検・整備標準要領(案) (平成28年3月)の添付資料「点検・整備チェックシート」を基本としている。
- (2) 実際の運用(実点検)においては、本チェックシートに示す機器、点検部位(点検内容)の内、当該排水機場において実装されている機器、点検部位(点検内容)について実施する。
- (3) 点検方法には、年点検、臨時点検がある。

### 【点検方法】

- (1) 年点検は、全設備について設備機能の確認、劣化、損傷の発見のため年1回実施するものである。
- (2) 臨時点検は、地震等の発生時において異常の有無の確認を主に行うものである。

### 【記載方法】

- (1) 機器が複数ある場合において、点検結果欄が個々に無い場合は、摘要欄に点検結果を記載すること。
- (2) 点検の結果、不具合・故障が生じている場合(△、×判定)は、その内容について摘要欄に記載すること。また、別途、点検・整備詳細記録表には不具合項目一覧表、故障記録表には各不具合項目の状況等報告書を各々指定された様式に作成すること。

8 ゲート設備  
8-2 ラック式スライドゲート

機器名： 樋門ゲート(電動)

機種形式： ラック式スライドゲート

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 (( )書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	—	—	点検対象外

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。  
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				月点検	年点検	目視	管理	運転時点検					臨時点検
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	E	—	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
		外観	損傷、変形	E	E	E	E	E	損傷、変形がないこと。				
扉体		構造全体	振動	—	H	H	H	—	異常振動がないこと。				
			異常音	—	S	S	S	—	異常音がないこと。				
			片吊り	—	—	M	—	—	異常な傾き(片吊り)がないこと。				
		致	・スキンプレート ・主桁 ・補助桁	変形	—	—	E	—	E	変形がないこと。			
				損傷	E	E	E	E	E	損傷がないこと。			
				板厚の減少	—	—	—	—	—	測定結果により判定のこと。			
				腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。			
		クサビ	溶接部の割れ	割れ	—	—	—	E	—	割れがないこと。			
				損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。			
		致	クサビ	扉体圧着状態	—	—	E	—	—	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。			
ボルト、ナット、リベット	ゆるみ、脱落			—	—	E,H	—	E	ゆるみ、脱落がないこと。			(Hの方法は打診)	
致	ボルト、ナット、リベット	損傷、腐食(孔食)	—	E	E	—	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。					
		支承部	摺動板	摩耗	—	—	E	—	—	摩耗がないこと。			
損傷	—			E	E	—	E	損傷がないこと。					
腐食(孔食)	—			—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。					
摺動状態	—			D	D	—	—	運転時に異常なく開閉すること。					
サイドシュー	摩耗	摩耗	—	—	E	—	—	摩耗がないこと。					
		損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。					
吊り金物	致	・吊り金物 ・吊りピン	損傷	E	E	E	—	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	—	—	腐食(孔食)がないこと。				
水密部	水密ゴム	変形	—	E	E	—	—	変形がないこと。					
		損傷	—	E	E	—	—	損傷がないこと。					
		劣化	—	—	E	—	—	劣化がないこと。					
		漏水	—	E	E	—	—	機能に支障がないこと。					
	ゴム押え板	変形	—	E	E	—	—	変形がないこと。					
		損傷	—	E	E	—	—	損傷がないこと。					
埋設部	致	戸当り(底部)、(側部)、(上部)	変形	—	—	E	—	—	変形がないこと。				
			損傷、腐食(孔食)	E	E	E	—	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。				
			溶接部の割れ	—	—	—	—	—	割れがないこと。				
	コンクリート部	コンクリートの損傷	—	E	E	—	E	損傷がないこと。					
コンクリートの漏水		—	—	E	—	—	機能に支障がないこと。						



装置区分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月 目視	年 管理 点 運 転 点 検	年 運 転 時 点 検	臨 時 点 検				
開閉装置動力部	致	主電動機	振動	-	H	H	H	-	異常振動がないこと。		
			異常音	-	S	S	S	-	異常音がないこと。		
			温度上昇	-	H	M	H	-	異常な温度上昇がないこと。		
			電流値	-	E	M	-	-	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。		
			電圧値	-	E	M	-	E	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。		
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	絶縁抵抗値が規定値以上あること。		(0.2MΩ : 200V)
			開閉速度	-	-	M	-	-	開閉速度が規定値内であること。		
減速部	致	減速機	振動	-	H	H	H	-	異常振動がないこと。		
			異常音	-	S	S	S	-	異常音がないこと。		
			温度上昇	-	H	H	-	-	異常な温度上昇がないこと。		
			漏油	-	E	E	E	E	漏油がないこと。		
			潤滑油量	-	-	E	-	-	油面計の規定内であること。		
			潤滑油劣化	-	-	E	-	-	ひどい濁りがなく、乳白色化してないこと。		
			内部状態	-	-	-	-	-	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。		
扉体駆動部	致	ラックピン	摩耗	-	E	E	E	-	開閉装置メーカーの許容値以内であること。		
			給油状態	-	-	E	-	-	ラックピンにグリースが付着していること。		
		ラック棒	変形、損傷	-	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。		
			異常音	-	-	S	-	-	異常音がないこと。		
		ラックカバー	変形、損傷	-	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。		
保護装置	致	過負荷防止機構	作動状態	-	-	D	-	-	過負荷防止機構が正常に作動すること。		
		制限開閉器	作動状態	-	E	D	E	-	設定値にて正常に作動すること。		
			変形、損傷	-	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。		
		リミットスイッチ	作動状態	-	E	D	E	-	設定値で正常に作動すること。		
開度計	機械式	作動状態	-	E	D	-	-	実揚程と指針表示が合致していること。			
		盤面の曇り	-	-	E	-	-	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。			
特記事項	注1)管理運転点検は、管理上可能な範囲において開閉動作を確認し、各部位を点検する。 注2)年点検は、開閉動作を確認するとともに、全ての設備構成部位を点検し、異常の有無、劣化状況の判定、計測などを行う。										

電気設備  
(低圧受電設備)

機器名： \_\_\_\_\_

機種形式： \_\_\_\_\_

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)

※2 点検方法 ( ) 書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	—	—	点検対象外

※3 点検結果の判定基準

○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。

△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。

× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。  
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検	年点検	運転時点検	臨時点検	目視				
全般		電気設備全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。			
			異常、損傷、塗装の劣化	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。塗装の剥離や劣化がないこと。			
			ハンドホール内の異常	—	—	E	—	—	腐食、亀裂、損傷がないこと。			
受電部		引込柱	汚れ、損傷、傾斜	—	—	E	—	—	汚れ、損傷、傾斜がないこと。			
			腕金の異常	—	—	E	—	—	発錆、変形、腐食がないこと。			
			碍子の汚れ、割れ	—	—	E	—	—	汚れ、ひび割れがないこと。			
			玉碍子の破損	—	—	E	—	—	破損がないこと。			
			支持クリップの脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。			
			支持の緩み	—	—	H	—	—	緩みがないこと。			
		電線・支持物	電線の高さ、工作物・樹木との離隔距離	—	—	E	—	—	離隔が保たれていること。			
			標識・保護柵の状況	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
			支線グリップの脱落	—	—	E	—	—	脱落がないこと。			
			電柱・腕木・碍子・支線等の損傷、腐食	—	—	E	—	—	損傷、腐食がないこと。			
致		ケーブル	露出部の損傷	—	—	E	—	—	腐食、亀裂、損傷がないこと。			
配電設備	致	取引用計器 計器収納箱	盤面の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
			扉の開閉施錠	—	—	H	—	H	異常がないこと。			
			メータの零点	—	—	E	E	—	零点到ズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	E	E	異常がないこと。			
			計器・切換開閉器	E	E	E	—	—	異常がないこと。			
			操作機構	—	D	D	—	—	異常がないこと。			
			機器取付、配線状態	—	—	E	E	—	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	—	—	異常がないこと。			
			配線端子符号	—	—	E	—	—	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
		警報装置の異常	—	—	E	—	—	異常がないこと。				
		接続部	—	—	H	—	—	緩みがないこと。				
		絶縁抵抗	—	—	M	—	—	規定値以上であること。			(測定結果は別紙)	
		低圧分電盤	盤面の状態	—	—	E	—	—	異常がないこと。			
			扉の開閉施錠	—	—	H	—	H	異常がないこと。			
			メータの零点	—	—	E	E	—	零点到ズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	E	E	異常がないこと。			
			計器・切換開閉器	E	E	E	—	—	異常がないこと。			
			操作機構	—	D	D	—	—	異常がないこと。			
			機器取付、配線状態	—	—	E	E	—	異常がないこと。			
主回路導体の状態	E		E	E	—	—	異常がないこと。					
配線端子符号の脱落	—		—	E	—	—	脱落がないこと。					
ケーブル端子の状態	—		—	E	—	—	異常がないこと。					
警報装置の異常	—	—	E	—	—	異常がないこと。						
接続部	—	—	H	—	—	緩みがないこと。						
絶縁抵抗	—	—	M	—	—	規定値以上であること。			(測定結果は別紙)			
特記事項												

年点検(測定記録表)

施設名: 東屯田川遊水池樋門施設

点検実施日: 令和 年 月 日

点検者 立会人

名称	装置区分	点検項目	点検内容		測定結果	基準値	単位	備考
樋門ゲート	開閉装置 電動機	電流	開方向			1.1	A	
			閉方向					
		電圧				202±20	V	
		温度	開方向			50以内	℃	
		ケーブル	絶縁抵抗	R相		1.0以上	MΩ	
				S相		1.0以上	MΩ	
				T相		1.0以上	MΩ	
扉体	傾き	角度			90±0.24	°		
受電設備	引込開閉器盤	ケーブル	絶縁抵抗	R相		0.2以上	MΩ	
				S相		0.2以上	MΩ	
				T相		0.2以上	MΩ	
		接地抵抗			100以下	Ω		
建築構造物	ハンドホール内等	浸出水	浸水状況			—	cm	